

## 泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務実施要項

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務

#### (2) 履行場所

泉大津市役所（大阪府泉大津市東雲町9番12号）

#### (3) 業務内容

別紙「泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務に関する仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

平成30年3月1日から平成32年2月29日

長期継続契約（地方自治法第234条3・地方自治法施行令第167条の17による）

### 2. 参加資格

#### (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

#### (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書提出から当該入札開札日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (6) 入札参加資格確認申請書提出から当該入札開札日までの期間において、泉大津市暴力団排除条（平成 24 年泉大津市条例 1 号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 平成 29・30 年度泉大津市入札参加資格があること。
- (8) 電気通信業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき電気通信役務を行う者で、移动通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している者であること。
- (9) 地方公共団体において、タブレット端末の導入実績を有していること。

### 3. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

#### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- ② 導入実績調書（第 2 号様式）

#### (2) 提出期限及び注意事項

平成 30 年 1 月 18 日（木） 17 時 15 分必着（期限厳守）

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかで送付すること。
- ② 封筒の表面に「泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務入札参加

書類在中」と赤字で記載すること。

- ③ 期限までに提出がなかった場合は、「泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務」に関する一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

(3) 提出先（宛先）

「10. 問い合わせ先」を参照

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を電話にて連絡を行い、文書により通知する。

通知時期：平成30年1月19日（金）発送予定

(5) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ② 提出資料は返却しない。
- ③ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「泉大津市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ④ 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。

#### 4. 入札方法

(3.(1)の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 提出書類

- ① 入札書（第3号様式）

(2) 提出期限

平成30年1月26日（金）17時15分必着（期限厳守）

(3) 提出先（宛先）

泉大津市議会 議会事務局

(4) 郵送方法

- ① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。
- ② 封筒表面に、「泉大津市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務」・「入札書在中」と記載すること。
- ③ 封筒裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 郵便入札以外の受理及び締め切り後の入札書の受理は、一切認めない。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、タブレット端末通信費用及びタブレット端末機器費用を合計した月額料金の金額とすること。また、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している月額料金の金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、契約にあたっては、入札書に記載された月額料金の金額に、その100分の8に相当する金額を加算した額をもって、月額契約金額とする。

(6) 入札辞退

入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に連絡及び「入札辞退届」(第4号様式)を提出すること。

(7) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

5. 開札

(1) 日時

平成30年1月29日(月) 13時30分

(2) 場所

泉大津市庁舎 5階 第1委員会室

(3) 立会

入札者のうち、立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。なお、当該同額落札者のうち、立会い希望者がいない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札結果の通知

開札後、平成30年1月29日(月)中に、入札に参加したすべての事業者へ電話にて連絡を行い、後日文書により行うものとする。

6. 契約保証金

落札者は、契約までに、月額契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付すこと。

ア 現金の納付

イ この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

7. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき

- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 8. その他入札に関し必要な事項

### (1) 仕様書等の入手場所

泉大津市議会ホームページからダウンロード(URL)

<http://izumiotsu.gsl-service.net/doc/2017122200018/>

### (2) 仕様書の内容に関する質問の受付期間、受付方法及び回答方法

#### ① 質問受付期間

平成30年1月5日（金）から1月12日（金）17時15分まで

#### ② 受付方法

ホームページよりダウンロードした「質問書」（第5号様式）を、下記メールアドレス又はFAX番号宛てに送付し、事務局へ電話にて着信を確認すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

**E-mail** : [gikaijimu@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:gikaijimu@city.izumiotsu.osaka.jp)

**FAX** : 0725-33-3510

泉大津市議会 議会事務局 宛

#### ③ 回答方法

平成30年1月16日（火）までに、質問者へFAXで回答、内容によっては、市議会ホームページにて公開する。

## 9. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

## 10. 問い合わせ先（事務局）

【本入札及び業務全般に関すること】

泉大津市議会 議会事務局

(泉大津市庁舎5階)

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話：0725-33-9449

FAX：0725-33-3510

E-mail：[gikaijimu@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:gikaijimu@city.izumiotsu.osaka.jp)